

## ◎ 少年矯正施設における不服申立制度案の検討について

	制度概要	メリット	デメリット
第1案	<p>○現行制度を法律に格上げする（法務大臣等に対する苦情の申出制度の対象者を少年鑑別所所在者にも拡大する。）。</p> <p>○法務大臣に対する苦情の申出制度について、監督官庁による施設長の行った措置等に対する取消し等を認めて強化する。</p>	<p>○法務大臣に対する申立ての窓口が一本であり、少年が使いやすく・わかりやすい。</p> <p>○基本的に、現行制度を法律に格上げするだけであるので、その運用がスムーズになる。</p> <p>○少年側から見た場合、手続的には現行制度のやり方と変わらないため、その運用がスムーズになる。</p> <p>○第2案に比べ迅速な処理が期待できる。</p>	<p>○不当な処分について、上級官庁が少年院長に代わって取り消すことは予定していない。</p>
第2案	<p>○法務大臣に対する申立窓口を一本化し、法務大臣において、申立内容により振り分けて、処理に差を設ける。</p>	<p>○法務大臣に対する申立ての窓口を一本化し、少年が使いやすく・わかりやすい制度となる。</p> <p>○少年側から見た場合、手続的には現行制度のやり方と変わらないため、その運用がスムーズになる。</p> <p>○申出事項が、審査の申請、事実の申告及び苦情の申出の対象となるのかを法務省側で振分けることにより、不服申立制度としての実効性を上げることができる。</p> <p>○審査の申請に該当する不当な処分について、上級官庁として直接取り消すことができる。</p>	<p>○申立ての窓口が一本化される等、「入口」が分かりやすいのに比べ、「出口」が三本に分かれる可能性があり、処理結果が少年にとって分かりにくい。</p> <p>○第1案に比べ、事務負担が大きい。</p>
第3案	<p>刑事収容施設法上の不服申立制度と同様の制度を設ける。</p>	<p>○刑事収容施設法における不服申立制度と同じであるので、成人の制度のノウハウを生かした運用ができる。</p>	<p>○少年にとっては、三つの制度を使い分けることが難しい。</p> <p>○審査の申請及び事実の申告は矯正管区長あて、苦情の申出は法務大臣あてに提出しなければならない、少年にとって複雑な制度となる。</p> <p>○審査の申請及び事実の申告の第一審は各矯正管区で処理することになるため、申立件数の少ない矯正管区では事例の蓄積や職員の育成が困難となる。</p>
第4案	<p>第三者機関に対して直接に不服申立てすることができる制度を創設する。なお、第三者機関が申立事項を特定し、矯正管区が調査を行い、その結果を第三者機関に報告する。</p>	<p>○より施設に近い矯正管区が直接に調査を行うため、迅速な処理が期待できる。</p> <p>○客観性が高い。</p>	<p>○年数回の開催では、第三者機関が少年からの申立てを随時見ることができず、特に、収容期間の短い少年鑑別所の被収容者の権利擁護が不十分になる（少なくとも月2回開催、随時施設近隣に在住する委員に開封等を依頼する必要がある。）。</p> <p>○年に相当回開催するとなると委員の負担が大きくなり、その確保が困難となる。</p> <p>○第三者機関の関与の程度によっては、行政庁の裁量権や不当性の判断等の観点から問題が生じる可能性がある。</p> <p>○予算的裏付けがない。</p>